

千葉県公告第940号

千葉県下水道指定排水設備工事業者の業務を次のとおり停止したので、千葉県下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉県規則第5号）第19条第2号の規定により公告します。

令和7年12月19日

千葉市長 神谷 俊一

1 業務停止期間60日間の者

名 称	所 在 地	代 表 者
株式会社サンキ	千葉県稲毛区 緑町1丁目2-10	上林 亮祐
株式会社豊栄設備	千葉県緑区誉田町1丁目 1015番地	土屋 英明

2 業務停止日

令和7年12月19日

3 停止理由

千葉県下水道条例第5条第1項の規定による工事の確認を受けずに施工したため。